

## 茨城県県南生涯学習センター 交流スペース利用規約

### 1 設置目的

ボランティア活動を含む地域・社会貢献活動等を実施するグループ・団体への積極的な支援として、活動に関する学習・打合せ等の交流の場を提供する。

### 2 提供場所

茨城県県南生涯学習センター 情報図書コーナー内 交流スペース

### 3 対象グループ・団体及び活動目的

- (1) ボランティア活動や地域・社会貢献活動等を行うグループ・団体  
各種活動に関する研修、自主学習、打合せ、交流会 等
- (2) 県南生涯学習センター主催事業受講者・関係者  
事業に関する研修、自主学習、打合せ、交流会 等

### 4 対象年代・定員

中学生、中等教育学校生(1～3年生)、高校生、大学生、社会人等 2～6名程度

### 5 利用時間

原則として、次の時間帯の内、一枠とする。

ただし、当日に予約がなく空きがある場合は、時間を延長することができる。

- (1) 午前の部 9:00～12:00
- (2) 午後の部 13:00～17:00
- (3) 夜間の部 18:00～20:00

※ 中学生・中等教育学校生(1～3年生)は夜間利用不可

※ 交流スペースの利用予定がない場合は、図書閲覧または学習スペースとして常時開放する。

ただし、常時開放中に交流スペースの利用希望があった場合は、交流スペース利用者を優先する。

図書閲覧・学習者に対しては、その旨の案内を設置する。

### 6 利用料金

無 料

### 7 予約方法

- (1) 電話・来所にて利用希望日時を確認する。(予約は、利用予定月1か月前の月初日から予約可能(月初日が休所日の場合は翌日)。当日予約も可能とする。)
- (2) 活動内容等詳細を説明し、職員から利用承認後、別紙(様式1)「茨城県県南生涯学習センター交流スペース申請書」を記入し、受付へ提出する。(当センターホームページから申請書ダウンロードも可能。)
- (3) 電話予約の場合は、職員が別紙(様式1)申請書上部を記入する。  
当日来所後、受付にて代表者が当日記入部分(利用者名簿)と代表者署名欄を記入し提出する。
- (4) 申請者は、利用前に当規約を確認する。

## 8 当日の流れ

- (1) センター来所後、受付をおこなう。
- (2) 利用承認後、受付対応職員から別紙(様式2)「茨城県県南生涯学習センター 交流スペース利用終了報告書」を受け取り、予約時間内で活動をおこなう。
- (3) 利用時間内に会場の原状復帰をし、受付にて別紙(様式2)を提出後、終了する。

## 9 貸出備品

交流スペース利用者は、申請書にて希望した(2)貸出備品を借用できる。

### (1) 常設備品

6人掛けテーブル 1台	椅子 6脚	電源利用 3カ所	Wi-Fi(フリー)
パーテーション型ホワイトボード 2台		パーテーション 2台	

### (2) 貸出備品 ※モニターは数に限りがあるため、講座室利用者を優先する。

モニター(液晶テレビ)	HDMI ケーブル	VGA ケーブル
ホワイトボードマーカー	延長コード	その他( 応相談 )

## 10 利用条件

利用の際は、次のことに注意し利用する。諸注意を守らない、または迷惑行為により職員から再三の注意を受けたにも関わらず改善がなされない場合は、利用を中止する。

- (1) 備品は利用時間内に原状復帰し、借用備品は窓口に返却する。
- (2) 持参物の盗難及び破損等は、利用者の責任とし、センターに補償を求めない。
- (3) 交流スペースでの飲食は不可(蓋つきの飲料を除く)。
- (4) 本センター専用駐車場がないため、駐車料金は自己負担になる。
- (5) 故意又は過失によって、備品を損傷または滅失した場合は速やかに申し出ること。場合によっては、本センターが損害の弁償を請求することもある。
- (6) 大声で話すなど、他の利用者に迷惑がかからないように十分に配慮する。
- (7) 当利用規約の利用条件を確認の上、利用すること。

## 11 禁止条件

- (1) 上記の利用条件を守れない活動
- (2) 特定の政党や政治団体を支援またはこれに反対する活動
- (3) 特定の宗教への入会を勧誘または反対する活動
- (4) 法令に違反するものまたは制限のあるものの活動
- (5) 公序良俗に反する活動
- (6) 営利を目的とした活動
- (7) 利用規約に反する行為、迷惑な行為等に対し、職員から再三の注意を受けたにも関わらず改善がなされない場合

※この利用規定は、令和6年4月1日以降の予約に適用する。